

市からのお知らせ
**TORIDE
 CITY NEWS**

はがき・ファクスなどの記入例

申し込みが郵送・ファクス・メールの場合は、右の①～③を全て記入してください。その他必要事項は記事ごとに異なりますので、漏れがないようにしてください。往復はがきでの応募の際は、返信用の住所・氏名も記入してください。

- ▶宛先 **取手** (取手庁舎) … 〒302-8585 寺田5139
- 藤代** (藤代庁舎) … 〒300-1592 藤代700
- 分庁** (分庁舎) … 〒302-0025 西2-35-3

- ①郵便番号・住所
- ②氏名(ふりがな)
- ③電話番号
- その他

5月の施設休館日

取手駅前窓口(リボンとりで3階)
 【10:00～19:00】
 19日

取手図書館・ふじしろ図書館
 【9:30～18:00】
 6・7・10・17・24・28・31日
とがしろ
 戸頭公民館図書室
 【10:00～17:00】
 6・7・10・17・24・28・31日

取手グリーンスポーツセンター
 【9:00～21:00】
 10・17・24・31日

藤代スポーツセンター
 【9:00～21:00】
 6・10・17・24・31日

取手ウェルネスプラザ
 【9:00～21:00】
 ▶トレーニングジム
 【8:30～22:00】
 6・10・17・24・31日
 ▶キッズプレイルーム
 【10:00～18:00】
 6・10・17・24・31日

■開館時間短縮
 【9:00～17:00】
 ※入浴10:00～16:30
 ▶老人福祉センターあけぼの
 2～5・9・16・23・30日
 ▶老人福祉センターさくら荘
 2～5・9・16・23・30日
 ▶かたらいの郷
 4・10・17・24・31日

※4月12日時点の情報です。最新の情報は各施設のホームページなどをご覧ください。

コミバス運行状況

コミュニティバスの運行状況、路線図、時刻表などが分かります。



お知らせ

令和3年度 保健センター年間計画表の訂正(予防接種)

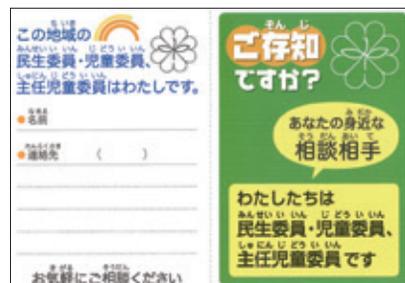
- ▶ローズ皮膚科クリニックの麻しん風しん予防接種の実施：2期のみ
- ▶定期予防接種の受け入れ：年長児(平成27年4月2日～28年4月1日生まれ)のみ
- ☎ 保健センター ☎85-6900

コンビニ交付サービス一時停止

地方公共団体情報システム機構のメンテナンスのため、下記の期間マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。
時 5月1日(土)～5月5日(水・祝)
問 市民課 ☎内線1164

高齢者宅へ民生委員が訪問します

高齢者の実態を把握し、急病など緊急時の対応などに役立てるため、65歳以上の1人暮らしや高齢者のみの世帯を対象に「高齢者台帳」の整備を進めています。
 ◆民生委員が戸別訪問します
 年間を通じての活動のため訪問時期は未定です。台帳の作成・提出は強制ではありませんが、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。記入項目：氏名、住所、生年月日のほか、緊急時の連絡先やかかりつけ医など
 ◎作成後の台帳の管理は、取手市個人情報保護条例に従い、適正に取り扱います。なお、民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員です。



▲民生委員が訪問時に持参するPRカード(表面)
問 ▶高齢者台帳…高齢福祉課 ☎内線1321 ▶民生委員…社会福祉課 ☎内線1316

自動証明写真機を設置

藤代庁舎1階エントランスホールに、車いすの方も利用可能なバリアフリー型の自動証明写真機を設置しました。
時 8:30～18:00(年中無休)
内 パスポートや履歴書などの証明書の写真撮影機能、自動証明写真機からのマイナンバーカードの申請※マイナンバーカードの申請には、個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書が必要です。
問 藤代総合窓口課 ☎内線2123

自動車税(種別割)納期限は5月31日です

自動車税(種別割)は、4月1日現在で自動車を所有(割賦販売契約の場合は使用)している方に課税されます。納期限までの納付をお願いします。
 ▶納付方法：コンビニエンスストア、金融機関、郵便局、県税事務所窓口、スマホ決済、クレジットカード決済
 ◎納付方法の詳細は、納税通知書に同封のお知らせをご確認ください。
問 土浦県税事務所収税第一課 ☎029-822-7205(平日8:30～17:15)※電話がつながりにくいことがあります。

国・県行政に関する相談は行政相談委員へ

4月1日付けで、市内在住の3人が、行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。
取手市行政相談委員

氏名※敬称略
田宮 一典(再任)
秋山 誠(再任)
鈴木 範子(再任)

■行政相談委員の活動
 市民の皆さんの身近な相談相手として、国や県などへの意見や要望を受け付け、その解決や改善に生かすための活動をしています。
 ■行政相談をご利用ください
 市では、行政相談委員による相談日を年に7回設けています。相談は無料・秘密厳守です。相談日程は広報とりで15日号8ページ、または、市ホームページ・イベントカレンダーをご確認ください。
問 市民協働課 ☎内線1145

ペットの飼い主のルール&マナー

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の最低限のマナーです。公共の場所(公園や道路)や他人の土地、建物を汚してはいけません。また飼育場所は常に清潔にし、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。飼い主の飼育管理やしつけで、近所から愛される犬・猫にしましょう。
 ◆犬のふん害対策に、イエローチョーク作戦を
 ふんの周りを黄色のチョークで囲み、発見日時を書くことで、飼い主のモラルの向上を図ります。ふんの放置をなくすことを目的とした取り組みです。
問 環境対策課 ☎内線1416

合理的配慮の提供支援に係る費用を助成します

障害のある方に必要な、合理的配慮を提供するための費用の一部を助成します。
 ◆合理的配慮とは
 障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、日常生活や社会生活を送る上で障壁を取り除くために行う必要な配慮です。
内 筆談ボードの購入、点字メニューの作成、手すりやスロープの設置
対 以下のいずれかに該当する団体
 ①市内に事務所または事業所を有する事業者など民間の事業者
 ②自治会などの地域の団体
 ③市内で活動するボランティアグループなどの市民活動団体
費 助成額には限度があります
 ▶コミュニケーションツールの作成費:1万円
 ▶物品購入費:5万円
 ▶工事施工費:10万円
申 直接：申請書(市ホームページからも取得可)に必要事項を記入し、障害福祉課に提出
 ◆令和2年度の助成金を利用した取り組み状況
 市内の事業所では、事務所入口などへ手すりを設置して障害のある方の利用に配慮しています。
問 障害福祉課 ☎内線1330



取手市 合理的配慮